

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	384	10%	主事	220	892	23.1%	主事・技師級
				技師	93			
				司書	2			
				事務職員	69			
				計	384			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	508	13%	主事	278	791	20.5%	主任級
				技師	169			
				助教	1			
				司書	5			
				事務職員	55			
計	508							
3級	主任の職務	791	21%	主任	577	712	18.5%	主査級
				講師	6			
				専門員	139			
				事務主任	69			
				計	791			
4級	主査又は副主査の職務	712	18%	主査	348	618	16.0%	課長補佐級
				副主査	272			
				専任講師	9			
				事務次長	12			
				事務主査	71			
計	712							
5級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務	618	16%	本庁の課長補佐	197	766	19.9%	課長級
				出先機関の課長	87			
				副主幹	255			
				自動車管理事務所長	1			
				指導主幹	48			
				特任専門員	5			
				准教授	9			
				事務幹	16			
				計	618			
6級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務	671	17%	本庁の課長	47	62	2%	次長級
				出先機関の所長	32			
				出先機関の次長	94			
				本庁の課長補佐	122			
				出先機関の課長	53			
				主幹	129			
				本庁の専門監	52			
				出先機関の専門幹	70			
				特任専門員	1			
				教授	9			
				事務長	38			
				事務主幹	1			
				専門官	12			
				次席	1			
管理官	10							
計	671							
7級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務	95	2%	本庁の課長	51	16	0.4%	部長級
				出先機関の所長	39			
				参事	5			
				計	95			
8級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務	62	2%	本庁の次長	25	62	1.6%	次長級
				理事	7			
				技監	11			
				事務局長	3			
				出先機関の所長	10			
				統括官	3			
				教育次長	1			
				教育監	2			
				計	62			
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務	16	0%	本庁の部長・局長	14	16	0.4%	部長級
				会計管理者	1			
				事務局長	1			
				計	16			
合計		3,857				3,857		

※職員数には、任期付職員、再任用職員(短時間勤務を含む。)及び臨時的任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

医療職給料表(一)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務又は医務行政を行う職務	5	25%	医師	5	5	25.0%	技主 師事 級・
				計	5			
2級	1 医療機関の医長の職務 2 前号に掲げるもののほか、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務又は医務行政を行う職務	2	10%	医長	1	2	10.0%	主任 級
				歯科保健主幹	1			
				計	2			
3級	1 医療機関の長の職務 2 保健所長の職務 3 医療機関の副所長又は主任医長の職務 4 医療機関の困難な業務を行う医長の職務 5 前各号に掲げるもののほか、特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務又は医務行政を行う職務	11	55%	医長	2	3	15.0%	課長 級 補 佐
				主任医長	1			
				所長	3	9	45.0%	課長 級
				保健所長	3			
				副所長	2			
				計	11			
4級	1 特に困難な医療業務を行う医療機関の長の職務 2 特に困難な医務行政を行う保健所長の職務 3 前2号に掲げるもののほか、極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務又は医務行政を行う職務	2	10%	保健所長	1	1	5.0%	次長 級
				所長	1			
				計	2			
	合計	20			20			

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

医療職給料表(二)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務	4	11%	学校栄養職員	4	9	23.7%	主事・技師級
				計	4			
2級	1 薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務	4	11%	臨床検査技師	1	24	63.2%	主任級
				作業療法士	1			
				言語聴覚士	2			
				計	4			
3級	1 主任薬剤師、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任歯科衛生士の職務 2 困難な業務を行う薬剤師、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務	2	5%	言語聴覚士	1	24	63.2%	主任級
				主任作業療法士	1			
				計	2			
4級	相当困難な業務を行う主任薬剤師、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任歯科衛生士の職務	6	16%	主任臨床検査技師	1	24	63.2%	主任級
				主任作業療法士	1			
				専門員	1			
				主任栄養士	2			
				主任学校栄養職員	1			
				計	6			
5級	1 薬剤師長、栄養士長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長又は歯科衛生士長の職務 2 特に困難な業務を行う主任薬剤師、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任歯科衛生士の職務	20	53%	主任薬剤師	1	5	13.2%	課長補佐級
				主任栄養士	5			
				主任理学療法士	8			
				主任歯科衛生士	1			
				主任学校栄養職員	2			
				栄養士長	1			
				臨床検査技師長	1			
				歯科衛生士長	1			
				計	20			
6級	特に困難な業務を行う薬剤師長、栄養士長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長又は歯科衛生士長の職務	2	5%	理学療法士長	1	5	13.2%	課長補佐級
				臨床検査技師技師長	1			
				計	2			
7級	極めて困難な業務を行う職務であって人事委員会が認めるもの	0	0%		0	0	0.0%	
	合計	38				38		

※職員数には、再任用職員(短時間勤務を含む。)を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

医療職給料表(三)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0%		0	0	0.0%	主事・技師級
				計	0			
2級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の職務 4 技師の職務	9	18%	技師	9	18	36.7%	主事・技師級
				計	9			
3級	1 相当困難な業務を行う保健師の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 困難な業務を行う技師の職務	9	18%	技師	9	11	22.4%	主任級
				計	9			
4級	1 困難な業務を行う保健師の職務 2 主任の職務	8	16%	主任	8	14	28.6%	主査・課長補佐級
				計	8			
5級	1 特に困難な業務を行う保健師の職務 2 本庁の課長補佐の職務 3 保健所の課長の職務 4 副主幹、主査又は副主査の職務 5 困難な業務を行う主任の職務	17	35%	主任	3	14	28.6%	主査・課長補佐級
				課長補佐	2			
				課長	4	6	12.2%	課長級
				主幹	1			
				副主幹	2	0	0.0%	/
				主査	2			
				副主査	3	49		
				計	17			
6級	1 総看護師長又は副総看護師長の職務 2 特に困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務 3 特に困難な業務を行う保健所の課長の職務	6	12%	課長	4	6	12.2%	課長級
				総看護師長	1			
				副総看護師長	1	0	0.0%	/
				計	6			
7級	極めて困難な業務を行う職務であって人事委員会が認めるもの	0	0%		0	0	0.0%	/
	合計	49			49			

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

研究職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務	0	0%		0	0	0.0%	技主 師任 級・
				計	0			
2級	1 研究員又は学芸員の職務 2 上級の研究員の指揮監督の下に困難な補助的研究を行う職務	69	34%	研究員	37	69	33.7%	技主 師任 級・
				学芸員	6			
				専門員	13			
				技師	13			
				計	69			
3級	1 試験研究機関の副所長、副場長、次長、部長又は課長の職務 2 研究管理幹又は主任研究員の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を行う研究員又は学芸員の職務	110	54%	部長	11	104	50.7%	主 査・ 課 補 佐 長 級
				主任研究員	52			
				研究員	25			
				学芸員	12			
				指導主幹	4			
				副場長	1			
				次長	1			
				研究管理幹	4			
				計	110			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 困難な業務を行う試験研究機関の副所長、副場長、次長又は部長の職務 3 特別研究員の職務 4 主幹研究員の職務 5 困難な業務を行う研究管理幹の職務	26	13%	所長	1	32	15.6%	課 長 級
				副所長	1			
				部長	1			
				特別研究員	3			
				主幹研究員	12			
				研究管理幹	8			
				計	26			
5級	1 相当の規模を有する試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究の総括、調整等を行う特別研究員の職務	0	0%		0			
				計	0			
	合計	205				205		

※職員数には、再任用職員(短時間勤務を含む。)を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

福祉職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	福祉司の職務	8	15%	福祉司	8	14	26.4%	技主 師事 級・
				計	8			
2級	1 主任福祉司の職務 2 困難な業務を行う福祉司の職務	14	26%	福祉司	6	17	32.1%	主任 級
				主任福祉司	8			
				計	14			
3級	相当困難な業務を行う主任福祉司の職務	9	17%	主任福祉司	7	22	41.5%	課長 補 佐 級
				専門員	2			
				計	9			
4級	1 出先機関の次長又は課長の職務 2 副主幹福祉司の職務 3 困難な業務を行う主任福祉司の職務	18	34%	課長	1	22	41.5%	課長 補 佐 級
				副主幹福祉司	17			
				計	18			
5級	1 出先機関の長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の次長又は課長の職務 3 主幹福祉司の職務	4	8%	課長	4	0	0%	
				計	4			
6級	困難な業務を行う出先機関の長の職務	0	0%		0	0	0%	
合計		53			53			

※職員数には、再任用職員(短時間勤務を含む。)を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

教育職給料表(一)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 助教諭又は養護助教諭の職務 2 講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	137	6%	助教諭	12	137	6.3%	講師級
				養護助教諭	1			
				実習助手	77			
				寄宿舎指導員	47			
				計	137			
2級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1,940	89%	教諭	1,830	1,942	88.9%	教諭級
				養護教諭	47			
				実習教諭	31			
				主任実習助手	21			
				主任寄宿舎指導員	11			
				計	1,940			
特2級	主幹教諭の職務	2	0%	主幹教諭	2			
				計	2			
3級	1 副校長の職務 2 教頭の職務	67	3%	副校長	4	67	3.1%	教頭級
				教頭	63			
				計	67			
4級	校長の職務	38	2%	校長	38	38	1.7%	校長級
				計	38			
合計		2,184		2,184				

※職員数には、任期付職員(短時間勤務を含む。)、再任用職員(同)及び臨時的任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

教育職給料表(二)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 助教諭又は養護助教諭の職務 2 講師の職務	51	1%	助教諭	47	51	1.0%	講師級
				養護助教諭	4			
				計	51			
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,384	88%	教諭	4054	4,413	88.5%	教諭級
				養護教諭	270			
				栄養教諭	60			
				計	4,384			
特2級	主幹教諭の職務	29	1%	主幹教諭	29	277	5.6%	教頭級
				計	29			
3級	教頭の職務	277	6%	教頭	277	277	5.6%	校長級
				計	277			
4級	校長の職務	244	5%	校長	244	244	4.9%	校長級
				計	244			
合計		4,985			4,985			

※職員数には、任期付職員(短時間勤務を含む。)、再任用職員(同)及び臨時的任用職員を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

教育職給料表(三)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	助教又は助手の職務	2	22%	助教	2	2	22.2%	助教級
				計	2			
2級	講師の職務	1	11%	専門員	1	1	11.1%	講師級
				計	1			
3級	准教授の職務	2	22%	准教授	2	2	22.2%	准教授級
				計	2			
4級	教授の職務	4	44%	教授	4	4	44.4%	教授級
				計	4			
5級	校長の職務	0	0%		0	0	0.0%	
				計	0			
合計		9			9			

※職員数には、再任用職員(短時間勤務を含む。)を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

公安職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	巡査の職務	229	14%	巡査	229	510	30.2%	巡査(長)級
				計	229			
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 困難な業務を行う巡査の職務	281	17%	主任	50	417	24.7%	主任級
				巡査長	228			
				巡査	3			
				計	281			
3級	1 係長の職務 2 相当困難な業務を行う主任又は巡査長の職務	417	25%	係長	17	389	23.0%	係長級
				主任	280			
				巡査長	120			
				計	417			
4級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 相当困難な業務を行う係長の職務 4 困難な業務を行う主任の職務 5 特定の分野についての専門的な知識又は経験が必要とする業務を独立して行う専門官の職務	389	23%	警察署の課長	24	227	13.4%	課長補佐級
				係長	250			
				主任	115			
				計	389			
5級	1 本部の次席の職務 2 警察署の次長の職務 3 特定の分野についての相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の相当困難な業務を行う課長補佐の職務	227	13%	課長補佐	34	67	4.0%	次席級
				警察署の課長	32			
				係長	161			
				計	227			
6級	1 本部の困難な業務を行う次席の職務 2 警察署の困難な業務を行う次長の職務 3 特定の分野についての特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の困難な業務を行う課長補佐の職務 5 警察署の困難な業務を行う課長の職務	67	4%	次席・副隊長	22	52	3.1%	課長級
				警察署の次長	4			
				管理官	28			
				課長補佐	3			
				警察署の課長	10			
				計	67			
7級	1 本部の課長の職務 2 警察署の署長又は副署長の職務 3 特定の分野についての極めて高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の特に困難な業務を行う次席の職務	52	3%	本部の課長	10	16	0.9%	参事官級
				副署長	8			
				専門官	23			
				附置機関の長	9			
				副校長	1			
				次席・副隊長	1			
				計	52			
8級	1 本部の参事官の職務 2 本部の困難な業務を行う課長の職務 3 規模の大きい警察署の署長の職務	16	1%	本部の課長	8	11	0.7%	部長級
				署長	7			
				参事官	1			
				計	16			
9級	1 本部の部長、室長又は首席監察官の職務 2 警察学校の校長の職務 3 本部の困難な業務を行う参事官の職務 4 特に規模の大きい警察署の署長の職務	11	1%	室長	1	11	0.7%	部長級
				校長	1			
				参事官	5			
				署長	4			
				計	11			
合計		1,689				1689		

※職員数には、再任用職員(短時間勤務を含む。)を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

技能労務職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員の職務	0	0%		0	0	0%	
				計	0			
3級	1 主任技術員、主任技能員及び主任文書事務員の職務 2 高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務	18	20%	専門員	18	91	100%	主任技術員級
				計	18			
4級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任技術員、主任技能員及び主任文書事務員の職務 2 特に高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員及び主任看護助手の職務	73	80%	主任技術員	46			
				主任技能員	16			
				主任文書事務員	3			
				主任業務員	8			
				計	73			
	合計	91			91			

※職員数には、再任用職員(短時間勤務を含む。)を含みます。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

第2号任期付研究員給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	9	100%	研究員	9	9	100.0%	/
				計	9			
2号給	博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	0	0%			0	0.0%	/
				計	0			
3号給	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合	0	0%			0	0.0%	/
				計	0			
合計		9			9			

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

特定任期付職員給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して業務に従事する場合	0	0%			0	0.0%	
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して困難な業務に従事する場合	0	0%			0	0.0%	
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0%			0	0.0%	
				計	0			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0%			0	0.0%	
				計	0			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0%			0	0.0%	
				計	0			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験又は識見を活用して特に困難な業務 で重要なものに従事する場合	1	100%	参事	1	1	100.0%	
				計	1			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験又は識見を活用して特に困難な業務 で特に重要なものに従事する場合	0	0%			0	0.0%	
				計	0			
合計		1			1			